

(公印省略)
答申第 170 号
令和6年3月27日

兵庫県教育委員会
教育長 藤原俊平様

情報公開・個人情報保護審議会
会長 中川丈久

保有個人情報の不開示決定に係る審査請求に
対する決定について (答申)

令和5年12月26日付け諮問第7号で諮問のあった下記の保有個人情報に係る標記
のことについて、別紙のとおり答申します。

記

請求者の子に係る文書不開示の件

第 1 審議会の結論

兵庫県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、不開示とした決定は妥当である。

第 2 経緯

1 保有個人情報の開示請求及び実施機関の決定

(1) 開示請求

令和 4 年10月25日、審査請求人は、個人情報の保護に関する条例（平成 8 年兵庫県条例第24号。以下「条例」という。）第14条第 2 項の規定により、実施機関に対し、実施機関が保有する審査請求人の子に関する「学籍簿、成績表、学習履歴」「全資料」を保有個人情報の内容とする開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

(2) 本件請求に係る決定

令和 4 年11月 2 日、実施機関は、保有個人情報の不開示決定（以下「本件処分」という。）をし、同日付けで通知した。

2 審査請求

審査請求人は、令和 4 年11月30日付けで本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第 2 条の規定により、実施機関に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

3 諮問

令和 5 年12月26日、実施機関は、条例第42条の規定により、情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対し、本件審査請求について諮問した。

4 本件審査請求に係る保有個人情報

本件審査請求に係る保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）は、実施機関が保有すると審査請求人が主張する審査請求人の子に関する「学籍簿、成績表、学習履歴」「全資料」である。

第 3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が、審査請求書において述べている本件審査請求の理由等は、次のとおり要約される。

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

処分庁はその理由を「不存在」などと述べているが、非公開により、事実を隠蔽することが常態化し、今後、誤認保護による子どもや市民への更なる被害（児相による虐待被害）が拡大することは明白である。不適切な業務を隠蔽する目的での情報隠匿、児相施設内で児童に対する虐待（福祉侵害）が常態化している現状、適正な業務遂行のためには、非公開事由該当性は厳格に審査すべきである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書等において述べている本件処分の理由は、以下のとおり要約される。

1 不開示の理由

本件対象保有個人情報については、作成及び受領していないため保有していない。

2 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報について実施機関の行った本件処分に違法又は不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

第5 審議会の判断

審議会は、審査請求人の主張、実施機関の説明、審議会に提出された資料等を精査した結果、次のとおり判断する。

1 本件処分の妥当性について

審査請求人は、本件対象保有個人情報を実施機関が保有しているとして実施機関に開示を求めているが、実施機関は、実施機関において本件対象保有個人情報を保有していないことを理由に本件処分を妥当としている。

実施機関が所管する事務及び学校の所掌範囲に鑑みると、審査請求人の子に係る「学籍簿、成績表、学習履歴」を含む各般の資料を実施機関が保有することはなく、そのほかに実施機関が本件対象保有個人情報を作成又は受領すべき特段の事情は見当たらない。よって、実施機関の行った本件処分に係る説明に不合理、不自然な点は認められない。

2 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断を左右するものではない。

3 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参考)

審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
令和5年12月26日	・ 諮問書の受領 ・ 実施機関の弁明書を受領
令和6年1月26日 第1部会(第99回)	・ 実施機関の職員から不開示理由の説明を聴取 ・ 審議
令和6年3月21日 第1部会(第101回)	・ 審議
令和6年3月27日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第1部会

部会長 井 上 典 之

委 員 申 吉 浩

委 員 園 田 寿

委 員 中 本 浩 一

委 員 西 片 和 代